岐阜県のうち安八郡のうち輪之内町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量六十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち加茂郡のうち川辺町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十三キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち加茂郡のうち川辺町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち加茂郡のうち八百津町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち加茂郡のうち八百津町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上

に、を、に、を、に、

		四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち加茂郡のうち白川町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が六十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
岐阜県のうち加茂郡のうち白川町	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち浜松市のうち浜北区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十八キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち浜松市のうち浜北区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十一キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、に、を、に、